

## やまぐち中山間地域づくり活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、やまぐち中山間地域づくり活動支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、やまぐち中山間地域づくり活動支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(コーディネーター派遣事業)

第2条 実施要綱第4条第1項第1号アの「コーディネーター派遣事業」の実施については、次の各号によるものとする。

(1) 当該事業の対象は、次の要件のいずれにも該当する地域団体とする。

ア 地域の課題が整理され、課題解決に向けた実践活動を検討しており、コーディネーターに求める役割が明確であること。

イ 当該地域団体が市町と連携した取組を展開していること。

(2) コーディネーターの年間派遣回数及び派遣期間は、毎年度予算の範囲内で、地域の課題や目標、組織体制等を勘案しつつ、年12回程度を基本とし、かつ派遣開始月から最長24月とする。

(3) コーディネーターの派遣を希望する地域団体は、コーディネーターに求める指導・助言の内容など、コーディネーターの派遣を受けるに当たって必要となる事項について、市町と協議するものとする。

(4) 市町は、前号の規定による協議の結果、当該地域団体が派遣を受けることが適当と認めるときは、コーディネーター派遣申請書（別記第1号様式）をやまぐち中山間地域づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）に提出する。

(5) サポートセンターは、前号の規定による申請があった場合において、申請の内容、予算の執行状況等を総合的に勘案し、コーディネーターを派遣することが適当と認めるときは、コーディネーター派遣通知書（別記第2号様式）により、市町に通知する。

(6) コーディネーターの派遣を受けた市町は、コーディネーターの活動状況をコーディネーター活動報告書（別記第3号様式）により、活動の実施日から15日以内にサポートセンターに提出する。

(7) サポートセンターは、前号のコーディネーター活動報告書に基づき、コーディネーターに謝金及び旅費を支払う。

(8) 市町は、当該年度のコーディネーターの派遣が終了したときは、速やかにコーディネーター派遣年間実施報告書（別記第4号様式）をサポートセンターに提出する。

(先進地視察支援事業)

第3条 実施要綱第4条第1項第1号イの「先進地視察支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

(1) 先進地視察支援事業による地域団体への助成金の交付は、コーディネーターの派遣受入期間中を通じて1回を限度とする。

- (2) 先進地視察を実施しようとする地域づくり団体は、あらかじめコーディネーター及び市町長とその目的、視察先等について協議の上、これを決定するものとする。
- (3) 先進地視察の実施に当たっては、市町職員は原則としてこれに同行するものとし、コーディネーターは可能な範囲で同行するものとする。

#### (アドバイザー派遣事業)

第4条 実施要綱第4条第1項第2号の「アドバイザー派遣事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) 当該事業の対象は、次の要件のいずれにも該当する地域団体とする。
  - ア 地域の課題が整理され、課題解決に向けた実践活動を検討しており、アドバイザーに求める役割が明確であること。
  - イ 当該地域団体が市町と連携した取組を展開していること。
- (2) アドバイザーの年間派遣回数、毎年度予算の範囲内で、地域の課題や目標、組織体制等を勘案しつつ、原則として、1課題につき年3回程度までとする。
- (3) アドバイザーの派遣を希望する地域団体は、アドバイザーに求める指導・助言の内容など、アドバイザーの派遣を受けるに当たって必要となる事項について、市町と協議するものとする。
- (4) 市町は、前号の規定による協議の結果、当該地域団体が派遣を受けることが適当と認めるときは、アドバイザー派遣申請書（別記第5号様式）をサポートセンターに提出する。
- (5) サポートセンターは、前号の規定による申請があった場合において、申請の内容、予算の執行状況等を総合的に勘案し、アドバイザーを派遣することが適当と認めるときは、コーディネーター派遣通知書（別記第6号様式）により、市町に通知する。
- (6) アドバイザーの派遣を受けた市町長は、アドバイザー活動報告書（別記第7号様式）により、派遣の日から15日以内にサポートセンターに提出する。
- (7) サポートセンターは、前号のアドバイザー活動報告書に基づき、アドバイザーに謝金及び旅費を支払う。
- (8) 市町は、当該年度のアドバイザーの派遣が終了したときは、速やかにアドバイザー派遣年間実施報告書（別記第8号様式）をサポートセンターに提出する。

#### (アドバイザーバンク設置運営事業)

第5条 実施要綱第4条第1項第3号の「アドバイザーバンク設置運営事業」の実施については、次の各号によるものとする。

- (1) サポートセンターは、アドバイザーバンク（以下「バンク」という。）に登録された専門家の一覧として、アドバイザー名簿（以下「名簿」という。）を整備する。
- (2) 名簿は、原則として、非公表とする。
- (3) バンクへのアドバイザーの登録については、随時、サポートセンター及び県が協議して、決定する。

(4) サポートセンターは、毎年度1回、アドバイザーに対し、バンクへの登録について意向確認を行うほか、住所、連絡先、経歴等の必要な事項を書面により確認する。

(事業の進行管理)

第6条 サポートセンターは、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、地域団体及び市町に対し、必要な指導・助言を行い、本事業を適切に進行管理するものとする。

(情報発信)

第7条 サポートセンター及び県は、本事業の実施に係る現地での活動状況等について、ホームページや広報誌への掲載、活動報告会の開催等により、広く情報発信に努めるものとする。

(その他)

第8条 その他本事業の実施について必要な事項は、サポートセンター及び県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。